

# 障害者虐待を防ぎましょう

平成24年10月1日、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、障害のある人への虐待に対して法的な措置を取ることができるようになりました。

障害をお持ちの方への虐待は、あってはならないことです。

しかし、虐待を行っている人も、受けている人も、虐待であることに気づかないまま、身近なところで虐待が行われている場合もあります。

障害者虐待をなくすために、地域のみなさんで取り組んでいきましょう。

それでは「虐待」とは、何でしょう？

障害者に対する虐待は、以下の5種類です

## 【身体的虐待】

障害者の体を傷つけ、もしくは気づく恐れのある暴力を与え、または正当な理由なく、障害者の体を拘束すること

- ◇殴る・蹴る ◇やけどや打撲をさせる
- ◇身体拘束(柱や机や椅子、ベッドに縛りつける) ◇部屋に閉じ込める など…

## 【性的虐待】

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること

- ◇性的行為を強要する
- ◇本人の前でわいせつな言葉を発する
- ◇わいせつな映像をみせる など…

## 【心理的虐待】

障害者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応。その他心理的外傷を与える言動を行うこと

- ◇怒鳴る ◇仲間はずれにする
- ◇必要以上に子ども扱いする
- ◇障害者を侮辱する言葉をあびせる など…

## 【ネグレクト】

衰弱させるような著しい減食または、長時間の放置(遺棄・放置・放任)

- ◇食事や睡眠を与えない ◇入浴させない
- ◇室内の掃除をしない
- ◇排泄の介助をしない など…

## 【経済的虐待】

障害者の財産を不当に搾取したり、財産を不当に処分すること。その他不当に財産上の利益を得ること。

- ◇本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ◇生活に必要な金銭を渡さない
- ◇年金や賃金の搾取 など…



# あなたの通報が 早期発見・被害拡大防止につながります！

## 『もしかして？』を見逃さないで

障害者の虐待を目の前には、少ないかもしれません。

そのために、「まさか」とか「気のせいでは？」と見過ごしてしまうと、発見が遅れ、結果として被害が拡大してしまうことがあります。

『もしかして？』という疑問が重要な発見につながります。

いわゆる「グレーゾーン」の通報により、被害の拡大を防ぐことができるのです。

### 虐待は、こんなところで起こっています

- ◇家庭： 擁護者（世話をしている家族、親族、同居人）などによる虐待
- ◇施設： 障害者の通所・入所施設サービス従事者による虐待
- ◇職場： 使用者（雇用者）や職員などによる虐待

### こんなサインを見逃さないで

- ◇体に小さな傷やあざがいつも見られる
- ◇おびえた表情をしたり怖がりする
- ◇急に周りの人に対して攻撃的になる
- ◇不自然な歩き方をしたり座位が保てない
- ◇人目を避けて一人で過ごすようになる
- ◇自傷（自らを傷つける行為）がみられる
- ◇突然わめいたり泣いたりすることが増える
- ◇髪や爪が伸びたままや服装がいつも同じ
- ◇空腹を訴えたり、食事を取っていない様子
- ◇年金等の収入があるはずなのに金がないと訴える

◇国民誰もが、通報の義務を負っています

◇通報者の秘密は守られます

## 虐待を発見した場合の通報窓口は、役場になります

障害者虐待防止法が施行されたことにより、平成24年10月1日から、役場住民福祉課に「牟岐町障害者虐待防止センター」が設置されました。

連絡先	平日昼間 8:30~17:15	☎ 0884-72-3416 fax 0884-72-2716
	夜間・休日 17:15~8:30 年末年始	☎ 080-2850-6562 fax 0884-72-2716

## その他一般相談や、心配事等は…

連絡先	海部郡相談支援センター 「おおぞら」	☎ 0884-77-1494 fax 0884-77-1459
	とみた県南コミュニティ・ケアセンター「相談支援事業所とみた」	☎ 0884-77-1230 fax 0884-77-1208

☆障害者の方々に関する一般相談や心配事を受け付けています